

改正

令和2年9月24日阿蘇市条例第29号

令和6年12月16日阿蘇市条例第30号

阿蘇市野生動植物保護条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に生息し、又は生育する野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として住民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、市、事業者及び住民等が一体となって野生動植物の保全を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(審議会)

第2条 前条の目的を達成する為、市に阿蘇市野生動植物保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は14人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(保護野生動植物及び保護地域の指定)

第3条 保護野生動植物及び保護地域は、市長があらかじめ審議会の意見を聴いて指定する。

- 2 市長は、保護野生動植物及び保護地域を指定し、又は解除する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

(許可)

第4条 野生動植物保護指定地域において、次に掲げる行為を行うものは、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が住民及び公益上の事由により特に必要と認めた場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- (1) 保護指定する動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
 - (2) 保護指定する植物を採取すること。
 - (3) 保護指定する動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- 2 市長は、前項により許可をする場合は、必要に応じ審議会に意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反したものは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月24日阿蘇市条例第29号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月16日阿蘇市条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。